3　国管理空港運営権者による適正な空港運営の確保に関する基本的な考え方

国管理空港運営権者は、民活空港運営法の規定により適用されることとなる航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）、空港法等の関係法令等を遵守するとともに、航空輸送の安全確保を全ての活動に対して優先されるべき前提として空港運営に取り組まなければならないこととする。

国は、予め空港の運営等に係る要求水準書を作成した上で、国管理空港運営権者に要求水準を達成させるとともに、国管理空港運営権者によって安全な航空輸送の確保や利用者利便の向上に資する適切な事業遂行がなされているかをモニタリングにより確認するものとする。

4　施設整備に関する基本的な考え方

国管理空港運営権者は、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。以下同じ。）を締結した上で、同契約の定めに従い、滑走路等及び空港航空保安施設の維持管理として、その機能劣化等に対応するための修繕、更新投資等を実施するほか、自らの判断により、空港全体の価値向上を図る観点から空港の機能や利便性を向上させるため、空港機能施設等への投資を実施することができるようにするものとする。なお、国管理空港運営権者が、国が所有する滑走路等及び空港航空保安施設への投資を実施した場合には、その増改築部分の所有権は国に帰属させるものとする。

一方で、国は空港が担う公共インフラとしての役割を担保する観点から空港の設置管理者として引き続き土地等の所有権を有することとなるため、国管理空港運営権者が実施しないもので、国が公益上の理由を吟味した上で必要であると判断したものについては、国が実施することとする。

5　大規模災害への対応、安全保障・危機管理に関する基本的な考え方

空港は、大規模災害及び安全保障・危機管理上の対応を要する事態（以下これらを総称して「大規模災害等」という。）の発生時において、救出活動・医療活動の拠点、緊急物資の輸送のための拠点など極めて重要な役割を担うことに鑑み、大規模災害等の発生時における空港機能の継続について万全を期するとともに、滑走路等の基本施設、ターミナルビル等の空港機能施設の早期復旧に向け適切に取り組む必要がある。

大規模災害等が発生した段階における空港の利用調整や国民の保護のための措置の実施等については、関係法令等に基づき、設置管理者である国が責任をもって行うことを基本とする。この場合において、国管理空港運営権者は、国の求めに応じて協力をするものとする。

また、大規模災害等からの復旧への対応は、火災、地震、津波等の想定される災害事象及び損害程度を定め、その範囲内の損害については、必要となる保険への加入を義務づけた上で国管理空港運営権者が実施することとする。一方で、上記の範囲を超える損害については、国が実施する必要があると判断したものについては国が実施することとする等、個別空港の特性に応じて責任を分担していくこととする。

6　周辺環境対策に関する基本的な考え方

円滑な空港運営のためには、周辺地域との共生が重要であり、空港運営と密接に関連する周辺環境対策については、国管理空港運営権者が空港運営を行う中で一体的に実施することを基本とする。

周辺環境対策の取組みが適切に実施されるよう、国管理空港運営権者に対し指導・協力するよう努めるものとする。

7　ＣＩＱ業務の遂行に関する基本的な考え方

税関業務、出入国管理業務、検疫業務等のいわゆるＣＩＱ業務は、民間による運営等の実施後も国が引き続き実施することから、国及び国管理空港運営権者は、これらの業務が確実かつ円滑に実施されるよう、相互に必要な協力をするものとする。

8　国管理空港運営権者が提供するサービス水準に関する基本的な考え方

空港は、航空サービスの利用者に対して円滑な移動を提供するという重要な機能を果たすとともに、地域においては、内外の交流基盤として大きな役割を担っている。このため、国管理空港運営権者は、航空運送事業者等と意見調整を図りつつ、航空機・旅客動線、空港ビル内のチケットカウンターの使い勝手等の施設面での利便性向上策のほか、着陸料等やオフィス賃料等の空港使用に係る料金・コスト低減等の改善策を総合的に進めていく必要がある。

民間による運営等の実施後における着陸料等の空港使用に係る料金については、国管理空港運営権者の自主性と創意工夫が発揮されるよう、原則としてその自由な裁量のもとで設定することを基本とするが、航空運送事業者及び利用者の負担が大幅に増大することがないよう留意する必要がある。

9　協議会の意見聴取に関する基本的な考え方

地域の実情等を踏まえた空港経営改革を実現するため、国管理空港における実施方針を定めようとする場合には、民活空港運営法第五条第三項に基づき、協議会（空港法第十四条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の意見を聴くものとする。その際、協議会の意見には、地方公共団体、経済団体、空港関連事業者等を始めとする地域の関係者の幅広い意見が反映されるよう努めるものとする。

また、民間による運営等の実施後は、民活空港運営法第八条第一項の規定により国管理空港運営権者は協議会の構成員に含まれることから、国管理空港運営権者は、協議会に当該空港の運営状況について報告する等、関係者の相互の密接な連携及び協力の下に空港全体の価値向上に向けた協議が図られる必要がある。

なお、協議会が組織されていない空港においても、地域の意見を反映できる仕組みを検討するものとする。

10　国管理空港運営権者の選定に関する基本的な考え方

空港は、災害への対応、安全保障・危機管理の観点から重要な公共インフラであり、かつ、地域における広域的な交流拠点でもあることから、国管理空港運営権者を選定するに際しては、不適格な者を確実に排除することが求められる。このため、協議会の意見を聴いた上で、実施方針において国管理空港運営権者の募集及び選定に関する事項を定めることとするほか、国管理空港運営権者を選定する際には、応募事業者の企業情報や財務情報等を厳格に確認するとともに、航空輸送の安全確保、利用者利便の向上、地域活性化への貢献、事業の継続等に確実な計画を有することを確認することとする。加えて、空港の民間による運営等の実施を通じて航空系事業と非航空系事業が一体的に経営され、空港運営の効率化が進み、着陸料等の低廉化を通じた利用者への還元（航空運賃の低下、就航路線や便数の拡大等）が期待されていることに鑑み、着陸料等の料金施策に関する具体的な提案を積極的に評価することとする。

また、国管理空港運営権者から適正な対価を収受し、民間による運営等を実施しない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源の確保に影響を及ぼさないよう努めるものとする。

なお、民間事業者の選定の公正性・透明性を高める観点、また、既存の指定空港機能施設事業者以外の者が公募等の手続に公平に参加できるようにする観点から、国管理空港運営権者の選定に当たって選定過程に関する情報を適切に開示するものとする。

11　国管理空港運営権者による円滑な事業開始に関する基本的な考え方

現在、民間事業者には、我が国の空港運営に係るノウハウがないのが実態であることに鑑み、民間による運営等を実施するに際しては、国、関係事業者その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下、国管理空港運営権者に対し円滑に空港運営を承継させる必要がある。このため、国管理空港運営権者の運営体制を確認するとともに、必要な場合には人的及び技術的援助を行う等、国管理空港運営権者による空港運営の円滑な事業開始を支援するものとする。

12　事業の継続が困難となった場合の措置に関する基本的な考え方

国管理空港運営権者による事業の継続が困難となった場合には、現場の空港運営が中断することがないよう、国又は国が指定する第三者が事業を円滑に承継できるようにする必要があり、個別空港ごとに定める実施方針において所要の措置を定めるものとする。

第三　国管理空港特定運営事業が実施される場合における空港の運営等と空港航空保安施設、空港機能施設等の運営等との連携に関する基本的な事項

1　空港航空保安施設の運営等との連携に関する基本的な事項

国及び国管理空港運営権者は、双方の実施する空港航空保安施設の運営等の事業が航空輸送の安全確保のため極めて重要であることを踏まえ、適切に協力・連携して事業を実施するものとする。

また、国は、国管理空港運営権者が航空輸送の安全確保のために必要な運営体制を確保できているかを確認するとともに、必要に応じて、人的及び技術的支援を行うものとする。